

水道管工事発注基準の変更について(お知らせ)

水道管工事の発注基準については、平成20年7月から業種を土木一式工事として、現在の内容により運用してきたところです。

今般、水道管工事の入札及び契約のより一層の適正化を図るべく、本市入札参加資格者名簿の更新にあわせて、その内容を次のとおり変更する予定ですのでお知らせします。

記

1 対象工事 水道管工事

2 変更後の発注基準

※ ただし、格付け基準に変更がある場合には、それに伴い変更します。

業種：土木一式

発注金額（設計金額）	総合点	技術者等に求める資格	建設業の許可
5000万円以上	760点以上	国家資格者（1級）	特定
2500万円以上5000万円未満	650点以上	国家資格者（2級以上）	一般も可
1000万円以上2500万円未満	590点以上	国家資格者（2級以上）	一般も可
500万円以上1000万円未満	530点以上	国家資格者又は実務経験者	一般も可
500万円未満	求めない	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※ 予定価格以上の完成工事高を求める。

その他の条件

- ・ 四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者の資格を有すること。
- ・ 配水本管工事及び耐震継手管工事の場合は、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者(耐震継手技能者)（3ヵ月以上の直接的雇用関係にある者）の配置を求める。
- ・ 配水支細管工事の場合は、市内の給水装置工事の施工実績が指定給水工事事業者の指定日から20件以上、かつ前年度に10件以上であることを求める。

3 変更時期 平成26年6月1日以降の公告分から(予定)